

契約の保証及び前金払保証等の電子化について（お知らせ）

これまで、壱岐市が発注する建設工事及び建設関連業務委託の契約に際して、契約保証等の保証証書の提出を書面にて限定していましたが、この度、行政事務のDX推進及び受注者の事務負担軽減を目的として、令和8年4月1日から、下記により電子保証による取り扱いを開始します。

なお、電子保証の運用開始後も、これまでどおり紙による保証証書の提出も可能です。

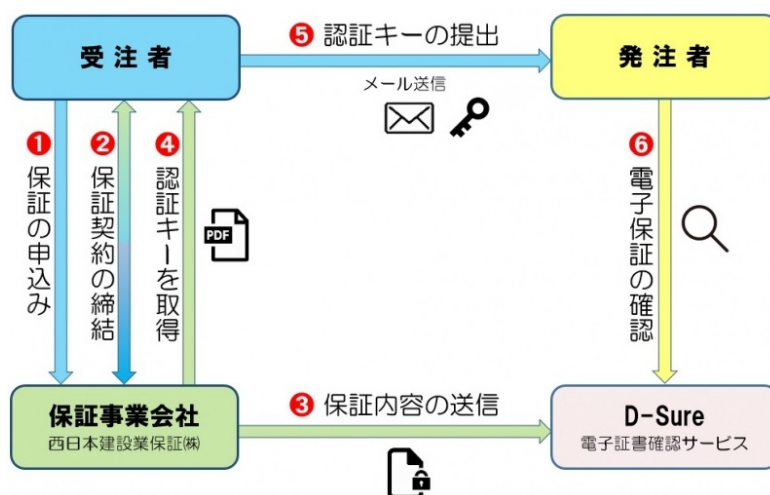
【対象となる保証証書等】

保証契約の相手方	該当する契約
公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という） ※西日本建設業保証（株）を指す。	契約書第4条に定める契約の保証 契約書第35条に定める前払金保証 契約書第36条に定める保証契約の変更 契約書第38条に定める中間前払金保証

【対象となる契約】

令和8年4月1日以降に壱岐市と契約する工事及び建設関連業務委託

【提出のイメージ】



※保証の申し込み方法等については保証事業会社 (<https://www.wjcs.net/>) へお問い合わせください。

※前金払請求書及び中間前金払請求書についても、請求書に押印後PDFファイルに変換し、⑤認証キーの提出と併せてメールにてご提出ください。

【提出先メールアドレス】

壱岐市総務部財政課契約管財班 iki5@city.iki.lg.jp